

1. パブリックコメント（県民意見反映手続き）結果概要

◆実施期間	令和6年12月19日～令和7年1月18日		
◆寄せられた意見数	42件		
◆内容区分別意見数		◆反映区分別意見数	
計画全体に関する意見	3件	A 計画改定案に反映したもの	11件
子どもの権利擁護に関する意見	1件	B 計画改定案には反映していないが、意見の趣旨が既に盛り込んであるもの	3件
一時保護に関する意見	1件	C 今後の施策や取組の参考とするもの	26件
地域との連携に関する意見	2件	D 計画改定案に反映できないもの	0件
妊産婦等への支援に関する意見	2件	E その他（感想・質問等）	2件
児童相談所に関する意見	4件	計	42件
パーマネンシー保障に関する意見	1件		
里親制度に関する意見	3件		
児童養護施設等に関する意見	8件		
障害児への支援に関する意見	6件		
自立支援に関する意見	11件		
計	42件		

2. 意見の要旨と県の考え方（案）

意見No.	内容区分	意見の要旨	反映区分	県の考え方（案）
19	計画全体	社会的養護施設の支援対象となる潜在的な子どもたちが相当数存在していて、以前よりも増加していることは、社会的背景からも想像に難くないと思われる。そうした状況の中で、どこまで5県市それぞれの整合性が図られているのか疑問が残る。地域性によって、子どもたちの置かれている環境に差が生じてしまうことは、避けるべきだと考える。	C	県内の自治体間で、子どもの養育環境に差異が生じることは避けるべきですが、一方で、地域の実情に合った社会的養育を推進していく必要があり、5県市の状況を確認しながら取り組んでまいります。
30	計画全体	子育ては甘いものではないということを国民一人一人が結婚前から自覚すべきである。	E	今後の子育て支援等のあり方の検討に当たっての参考とさせていただきます。
36	計画全体	神奈川のどこで生まれ、どこで育っても安心した養育環境が整備されるよう、児童相談所設置自治体（5県市）によって、支援の質、体制の差が生じないよう、対応が図られるよう施策段階においても調整を図られることを期待する。	C	県内の自治体間で、子どもの養育環境に差異が生じることは避けるべきですが、一方で、地域の実情に合った社会的養育を推進していく必要があり、5県市の状況を確認しながら取り組んでまいります。
15	権利擁護	子どもが大人の利害関係に巻き込まれないよう、『子どもの手続き代理人制度』の充実を提案する。 実際にこの制度を利用し、子ども自身が納得できる結果となったが、費用が高額で、利用までのハードルも高い。 子どもたちの人生のためにぜひこの制度を利用するハードルを下げたい。	C	児童相談所では、「子どもの手続き代理人制度」の利用について子どもに説明していますが、日本弁護士連合会の制度であるため、費用面について県が検討することはできません。 子どもへの意見聴取等措置や、子どもの意見表明等支援事業など、子ども自身の視点に立った取組みを一層進めてまいります。
4	一時保護	2か月以上の一時保護の子ども数の増加に対する対応について、一時保護の長期化の影響は、こどもの福祉・教育面で強く影響がでることから、策定要領にある一時保護の評価の指標（平均入所日数）を位置づけ、退所先が見つからない等の理由による保護の長期化の改善を図る取り組みを進めてほしい。	A	いただいたご意見を参考に、一時保護の長期化の改善に向け、引き続き取り組んでまいります。なお、一時保護施設の平均入所日数については、評価指標として本計画の資料編に記載しました。
1	地域連携	ヤングケアラーに対する支援に対する県としての考え方や方向性について記載されていることが適切である。具体的な記載ができない場合は、記載できない背景や課題点について県としての受け止め方として示すか、また、他計画に記載している場合は、他計画名を記載するか、他計画に記載の記述内容を記載した方が良い。	A	ヤングケアラーへの支援については、今年度策定予定の「かながわ子ども・若者みらい計画（仮称）」に位置付けていますので、当該計画の記載内容を「子どもと家庭を地域で支援する取組みの推進」の項目に反映しました。
14	地域連携	育児に疲れ果てて、一時預かり施設を利用したが、そもそも施設が少なく、希望する日の利用も難しく、予約が数ヶ月先という状況であった。また、預かるのが難しい子どもは断られてしまう。 辛い時に気軽に利用できないことで、育児放棄や虐待に繋がる。もっと気軽に預けることができれば、精神的に助けられる母親が増えるのではないかと。	A	「市町村の子ども家庭相談体制の強化に向けた支援」に記載のとおり、社会的養護の資源や専門性を、市町村の一時預かり事業や子育て短期支援事業に活用することで、支援体制の強化を図ります。
2	妊産婦	母子生活支援施設の体制整備・活用促進に対する県としての考え方や方向性について記載されていることが適切である。具体的な記載ができない場合は、記載できない背景や課題点について県としての受け止め方として示すか、また、他計画に記載している場合は、他計画名を記載するか、他計画に記載の記述内容を記載した方が良い。	A	母子生活支援施設については、「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」及び今年度策定予定の「かながわ子ども・若者みらい計画（仮称）」に位置付けていますので、当該計画の記載内容を「支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組み」の項目に反映しました。
3	妊産婦	助産施設・助産制度の体制整備と周知に対する県としての考え方や方向性について記載されていることが適切である。具体的な記載ができない場合は、記載できない背景や課題点について県としての受け止め方として示すか、また、他計画に記載している場合は、他計画名を記載するか、他計画に記載の記述内容を記載した方が良い。	A	助産施設については、現状の施設数で充足していると考えていますが、体制整備と制度の周知について、「支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組み」の項目に反映しました。 また、国策定要領において助産施設の設置数が評価指標とされており、本計画の資料編において記載しています。
9	児相	（5県市協働による人材育成） p21で「人材確保と専門的ケアの充実」について、社会的養育につながる子どもたちが、県内のどこに住んでも安心して専門的ケアが受けられるように、研修の機会確保や施設現場を支援するため、児童相談所設置の5県市が統一した、県、児童養護施設関係者、研修実施機関が参画した検討体制を構築し、研修体系と研修の安定的な運営を一体的に検討することが必要である。 また、研修体系を検討に、スーパービジョンやコンサルテーションを担う学識者が参画し、スーパービジョンやコンサルテーションを行う担い手養成も併せて検討することで、社会的養育の専門的ケアの専門体系、支援体制について、5県市協働による「神奈川モデル」の構築にもつながる。（5県市に統一した内容、ベースとなるものができなければ、子どもの生育環境として不利なものになってしまう恐れがあり、県としてオール神奈川で取り組む姿勢を持って取り組んでほしい）	C	児童相談所においては、職員の資質向上のための各種研修を行っていますが、今後の研修体系の検討に当たって御意見を参考にさせていただきます。
23	児相	高等学校と児童相談所でやり取りする機会があるが、担当職員により対応にばらつきがあると感じる。職員は増えているが、職員への支援や外部連携についての教育を強化していただきたい。	C	学校をはじめとした他機関連携の強化に努めるとともに、研修の場を活用した他機関連携に係る学びについても引き続き取り組んでまいります。
24	児相	LINE相談等の拡充のおかげか、子どもたち自身が児童相談所に相談する機会も近年多くなったと感じている。子どもが相談する場を選べることはとてもよいことだと思う。相談所の職員は仕事が増えて大変かと思うが、賃金アップや教育制度の強化で子どもたちの安全を守っていただきたい。	C	引き続き相談窓口を確保するとともに、児童相談所の職員については、体制強化により職員一人ひとりの負担の軽減を図るとともに、研修等により各職員の資質の向上に努めてまいります。

意見 No.	内容区分	意見の要旨	反映 区分	県の考え方（案）
29	児相	日本では実親が回復する様子を見過ぎているように思われる。	E	いただいたご意見も参考にさせていただき、適切なケースマネジメントに努めてまいります。
6	パーマネンシー	子どものパーマネンシーを保障する支援体制の構築にて、「子ども自身がずっとともにいてくれると感じる信頼できる大人」との記載では、「大人」ではなく、パーマネンシーの観点から「養育者」とすることが適切である。	C	パーマネンシーを保障するためのアタッチメントの対象は複数あり得ること、主たる養育者以外がアタッチメントの対象となることもあり得ることから、「養育者」に限らず「大人」としています。
27	里親	令和11年度に里親委託率を50%以上にするという目標の達成は、絶望的である。里親数の4割程度しか委託されない理由としては、養子にした場合に委託数から外れること、里親になる方に実子のいない方が多いという理由もあるように思われる。それが事実であれば、里親数をもっと多くする必要がある。デンマークでは、実家庭で暮らすことができなくなった子どもに、養育の提供を申し出る家庭が多いという。	A	こども家庭庁の資料によると、里親委託率が高い自治体でも稼働率は30～40%であり、ご意見のとおり里親登録数を一層増やしていく必要があると考えます。引き続き、里親制度の普及啓発等により里親数の増加に努めてまいります。
28	里親	養子希望の人と里親になろうとする人を一つの機関で一緒に募集していることに大きな問題があるのではないか。	C	本県では、「里親制度は社会的養護を必要とする子どもたちのためのものである」との考えから、養子縁組里親のみの登録は行わず、養子縁組を希望する場合でも養育里親と養子縁組里親との二重登録とすることとしてきましたが、この方式が最善なのか検討を行います。
31	里親	日本では里親と実親が一緒になって育てるという習慣もないが、それができるような研修を日頃から広く行うべきではないか。	C	里親と実親が一緒に子どもを養育することは、子どものパーマネンシーを保障する観点からもメリットがあるため、里親家庭の実親との関わり方を検討する上で参考とさせていただきます。
10	施設	（施設協議会や県社協との連携） 神奈川の社会的養育施設（児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホームなど）が参加する児童福祉施設協議会や、福祉関係者の研修を実施する神奈川県社会福祉協議会にも関わってもらうことで、児童福祉施設協議会と連携し、効果的な実施体制ができるのではないか。福祉施設職員の共通した研修体系（組織人として、専門職としての必要な資質・能力を養う研修体系）として、全国社会福祉協議会が整理しており、こうした既存のものをベースにし、専門的ケアを検討していけると効果的・効率的であり、他分野との交流も促進し、自分野の価値を再確認することで、現場からの離職防止にもつながるのではないか。（参考；全国社会福祉協議会「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」） 人材の育成だけでなく、人材の確保も連動して必要な取り組みである。神奈川県社会福祉協議会が福祉人材センターも運営していることから「人材確保・育成」までの一体的な検討体制を作れるのではないか。	C	社会的養護の担い手となる人材の確保・育成は急務であり、引き続き、体制の強化に取り組んでまいります。
11	施設	（職員育成に対する支援） 施設現場の職員が研修に参加できるよう、受講費用の助成や代替職員の確保などの支援は欠かせない。	C	社会的養護の担い手となる人材の確保・育成は急務であり、こども家庭ソーシャルワーカーの資格取得費用の助成など、施設の職員が研修に参加しやすくなるような施策についても検討を進めてまいります。
16	施設	子どもの人口は減っても、代替養育を必要とする子どもは今後も減らないという予測がされている。 そうした子どもを受け止める側の人々がしっかり確保できないと、安心した社会にならない。 施設や児童相談所の職員の待遇面も併せて検討してもらいたい。	A	本計画においては支援者側に対する支援も重要と考えており、「子どもと家庭を地域で支援する取組みの推進」や「家庭と同様の環境における養育の推進」の取組みにおいて、児童養護施設等や児童相談所の職員など、子どもたちの養育に携わる職員が生きていきと働ける環境を整える取組みについても推進してまいります。
17	施設	代替養育を必要とする子どもの受け皿として、里親を増やすことでまかないきれなのか、施設の数が増やす必要はないのか。	C	今回の改定では、代替養育を必要とする子ども数も、現状の水準のまま推移すると推計しており、施設の設定員数も必要数は確保できる見込みですが、今後のニーズや里親委託の状況等を引き続き注視し、毎年度推計を見直す中で施設定員の必要数についても検討してまいります。
20	施設	社会的養護の施設での支援を必要としている方々が、その人に合った支援を受けられることが最優先されるべきだと考える。	A	里親等における養育と施設における養育にはそれぞれの良さがあり、どのような養育環境が適するかは個々の子どもによって異なるため、子ども一人ひとりに合った養育環境を提供し、子どもの最善の利益を実現することを目指しています。
21	施設	小規模グループケアの意味も理解しているが、小規模グループケアを行わなければ、加算がされない、施設新設・改修の補助がつかないということが、必要な支援が充足されないことにつながっていくと思う。神奈川の地域性を十分に考慮した計画を実現するためにも、国との調整を図りつつ、神奈川としての独自性を盛り込んでいくべきと考える。	C	県が独自に施設の新設や改修に対する補助を行うことは困難ですが、地域性を考慮した社会的養育を目指して取り組んでまいります。
22	施設	施設の機能や職員の専門性を必要としている深刻な状況にある子どもたちの存在を早期に見つけるためにはどうすべきか、関係機関とどう連携すべきか、必要な人材をどう育成していくのか等についても関係者が理解を深めていく計画であるべきかと考える。	A	子どもたちの養育に携わる職員の専門性を高めるとともに、児童相談所職員を市町村に派遣する事業や児童家庭支援センターの設置により、子どもや家庭に最も身近な市町村において、深刻な状況にある子どもたちを早期に見つけられるよう取り組んでまいります。
37	施設	施策により養育環境に差が生じることで、児童養護施設の体制と支援の質に影響することが想定される。5県市を超えて、現任職員が「かながわの子どもたち」を育てているという倫理観を土台に、経験年数に応じて、専門職としての姿勢や倫理観、支援の意義を、現任職員同士が学び合い、振り返る機会として、施設（職場）から離れて整備されることを希望する。	C	現在、人権研修を5県市を対象に、新任・中堅・施設長に階層を分けて実施しています。引き続き、いただいたご意見も参考に、施設職員の学びを深め、支援の振り返りを行う場についても検討してまいります。
5	障害児	発達障害のある子どもの生活を保障する障害児施設の整備について、発達障害のある子が増加し、社会的養育が必要となる子の中に、発達障害がある状況も増加することが予測される。その一方で、県内（政令市含む）の障害児施設の設定員数は十分ではなく、他県に措置するケースも見受けられる。本県で生まれた子たちが安心して暮らせるために障害のある子たちのケアを提供できる施設整備についても併せて、その方向性について本計画に記載すべきである。もしくは障害児福祉計画の中で整理している場合は、その旨を記述又は計画内容を本素案でも記し、本県における体制整備が促進されるよう計画化を図るべきである。	C	障害児入所施設の整備等については、7（3）エに記載のとおり、「できる限り良好な家庭的環境」で子どもを養育できるよう、ユニット化を進めることを含めて検討してまいります。 また、障害のある子どもの支援については、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画」に位置付けられておりますが、発達段階等に応じて、児童の状況に応じた適切な支援を行う体制整備を構築するほか、居宅介護や短期入所など、障害のある子どもが身近な地域で必要な支援を受けることが出来る体制の充実を図ります。
18	障害児	今回の改定では、障害児入所施設についても計画に位置付けられると聞いていたが、内容を見ると、わずか3行程度で中身がほとんどなく、がっかりした。障がいのある子どもの中にも、虐待を受け、苦しんでいる子どもがいる。在宅支援の短期入所も十分対応してもらえていない。障害児入所施設は現状でよいのか、県としてきちんと考え、計画に盛り込んでほしい。	C	障害児入所施設の整備等については、7（3）エに記載のとおり、「できる限り良好な家庭的環境」で子どもを養育できるよう、ユニット化を進めることを含めて検討してまいります。 また、障害のある子どもの支援については、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画」に位置付けられておりますが、発達段階等に応じて、児童の状況に応じた適切な支援を行う体制整備を構築するほか、居宅介護や短期入所など、障害のある子どもが身近な地域で必要な支援を受けることが出来る体制の充実を図ります。

意見 No.	内容区分	意見の要旨	反映 区分	県の考え方（案）
32	障害児	近年、身体障がい者に対しては、その支援について社会的に大きな前進がみられるが、知的障がいや精神障がいに対しては、社会の理解はほとんど進んでいない。	C	「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画」において、知的障害や精神障害を含め、理解促進に向けた取組みを推進することとしております。
33	障害児	文部科学省ではインクルーシブ教育を推進しているが、特別支援学校重視の姿勢は変わらない。現状では先生、生徒、保護者とも理解が進んでいない。	C	インクルーシブ教育の推進については、県の総合計画である「新かながわグランドデザイン」の主要施策に位置付け、教育分野の個別計画（指針）である「かながわ教育ビジョン」において取組みを進めています。
34	障害児	愛着障がい、発達障害を含め、障がいは、生涯つきまとうものであり、20歳になったから消えるものではない。現在の縦割りの児童福祉法では限界がある。その子どもの一生を踏まえた支援が必要である。	C	「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画」においては、乳幼児期から成人・高齢期にいたるまで、ライフステージに応じた切れ目ない支援を目指しています。
35	障害児	児童相談所に、障がいについての理解度が少ないため、どうしても他の機関に頼らざるを得ない状況である。	C	関係機関との連携について、相互理解も含めて引き続き取り組んでまいります。
7	自立支援	成人期へつなぐ子どもの自立支援の推進の項目において、「虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった方が心理的身体的に安心して安全な居場所が確保できていて、他の人とながりがりながら自らの意思決定に基づき、社会の中で暮らすことができるようになるために必要な支援が提供できる体制を整えていきます」と説明が記載されているが、具体的な取り組み内容が、社会的養護自立支援拠点事業の実施のみの記載となっており、本県における「必要な支援が提供できる体制」としては十分な記載内容ではない。市町村と県児相との連携体制をどう構築するのか、生活困窮者自立相談支援事業との連携体制をどう構築するのか、施策を担う県子ども家庭課と県生活援護課における実務的な調整や会議が必要ではないか。	B	本県では、生活援護課を中心として、子ども家庭課も含む、生活困窮者対策推進本部を設置し、生活困窮当事者や支援に携わる方の意見を伺いながら、困難を抱える子どもや女性、孤独・孤立に陥っている方などに対して、支援に取り組んでいます。部局を横断するこうした体制を活用し、虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった方への支援を進めてまいります。
8	自立支援	p55 児童自立生活援助事業について、県主導でニーズ把握と、児童養護施設運営法人における積極的实施に向けた調整が必要である。	A	社会的養護経験者に対する実態把握調査を実施することで当事者のニーズを把握するとともに、児童養護施設や里親家庭での児童自立生活援助事業の実施についても、必要とする方が確実に利用できるよう、制度の趣旨等を周知してまいります。
12	自立支援	p23 「ア 代替養育を経験した子どもの自立支援の推進」にある、子どもの自立支援の推進の課題の記載に、「社会的養護における自立とは何かというものの共通認識が構築されていないため、基準を明示し、関係者間で共有していく必要があります」とされている。社会的養護に限定した基準とするのが適切か疑問である。一定の価値観を持って子どもを見てしまわないか課題がある。また、社会的養護に関係なく、どのような環境においても、その子の置かれた環境と、生活上の課題について整理し、子どものエンパワメントを促進するソーシャルワークの関わりが必要であるということではないか。ソーシャルワークの観点からは、「基準」の考え方はそぐわないのではないか。	C	どのような環境においても、その子の置かれた環境と、生活上の課題について整理し、子どものエンパワメントを促進するソーシャルワークの関わりが必要であることについてはご意見のとおりと考えます。それぞれの子どもにとって自立のあり方が異なるのは当然ですが、支援する側が、社会的養護における自立支援において「目指すもの」の認識を共有するための基準が必要という議論を踏まえて記載しています。
13	自立支援	p25 「イ 成人期へつなぐ子どもの自立支援の推進」にある、4つ目の・で、「また、医師が変わることで非不安を抱えることがあります。」の「非不安」について。「非不安」という言葉が聞きなれない。	A	誤字のため「不安」に修正しました。
25	自立支援	施設等を利用している子どもへの自立支援の推進について、施設等の担当職員により対応にばらつきがあり心配になることがある。	C	施設間や職員間での対応のばらつきを抑えるため、施設間の連絡会等をとおして、研修や事例の共有等に努めてまいります。
26	自立支援	成人が18歳のため、高校卒業後すぐに自立しなければならぬ子どもに、社会生活を送る上で必要な養育(家を借りる方法、困ったときに相談する方法など)の強化をお願いしたい。	B	施設間の連絡会等をとおして、効果的な自立支援を積み重ね、それぞれの子どもの状態に合わせ、施設や里親におけるインケアやリービングケアの段階から自立に必要な支援を行ってまいります。
38	自立支援	社会的養育につながった子だけでなく、生活困窮の相談にくる20代や障害児施設から退所する虐待体験を受けた子、特別支援学校や定時制高校にいる発達に課題にいた子など、10代から20代にかけて自立が難しい青少年の子たちの課題が、分野を超えて聞かれる。それぞれの分野において、住まい、仕事、継続的な相談支援に取り組んでいるところだが、それぞれが制度別の動きとなっており、お互いのネットワークと知見を共有することで、より安心した環境整備につながると考える。今後に向けて、本計画を機会に、児童福祉、生活困窮、青少年、男女共同参画（女性支援）、教育、労働の各分野が垣根を超えて、青年期を支える取り組みが協議されることを期待する。	B	本県では、生活援護課を中心として、子ども家庭課も含む、生活困窮者対策推進本部を設置し、生活困窮当事者や支援に携わる方の意見を伺いながら、困難を抱える子どもや女性、孤独・孤立に陥っている方などに対して、部局を横断して支援に取り組んでいます。
39	自立支援	本計画の対象者には、社会的養護に至らなかったが、虐待等を受けた子ども・若者を含むか否か明記されておらず、具体的な支援方法に関して記載がなく、不明瞭な部分が散見されるため、本計画の対象者と支援方法をより明確化していただきたい。	C	虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった方も、本計画の対象となっていますが、新たな取組みであるため、具体的な対象者の把握と支援については、関係機関等と連携しながら検討を進めてまいります。
40	自立支援	関係支援機関と協力をし、虐待経験がありながら公的支援につながらなかった方について支援していくために、実態調査を積極的に行う必要があるが、そうした方は社会的養護自立支援拠点事業の相談外にも多く存在すると考えられ、困難な調査になるのではないかと推測される。 神奈川県内の公的支援に繋がらなかった人をサポートする団体に対し調査を行う等の具体的な調査方法をお示しいただきたい。実態が数字等で示されることにより、支援ニーズを把握するだけでなく、公的な支援につながらなかった方の抱える問題にも焦点が当たりやすく、社会全体が問題意識を持つきっかけにできれば良いのではないか。	C	虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった方の実態把握については、ご意見のとおり調査することが非常に困難です。サポート団体や他自治体の取組も参考にしながら検討を進めてまいります。
41	自立支援	P.28代替養育（施設入所、里親、一時保護）を必要とする子どもの人数、件数については2029年までのデータが推計されているが、虐待経験がありながらも公的支援につながらなかった方についてのデータの推計も可能であればお示しいただきたい。	C	虐待経験があるが公的支援につながらなかった方の数については、現状では推計に用いることができるデータがなく、今後の課題として認識しています。
42	自立支援	虐待経験がありながらも公的支援につながらなかった方の対象者規模を把握するための指標に下記が含まれているか ・18歳-22歳の社会的養護利用者数 ・中学卒業以降に措置解除となり5年以内の者 ・中学卒業以降に一時保護措置解除となり5年以内の者 ・生活困窮者自立支援制度の生活支援・学習支援事業を利用する中学生以上の者	C	虐待経験があるが公的支援につながらなかった方の数については、現状では推計に用いることができるデータがなく、今後の課題として認識しています。